



堺泉北港 優遇措置制度

堺泉北埠頭株式会社は、平成28年度より港湾法に基づく堺泉北港の港湾運営会社の指定を受け、助松地区および汐見沖地区の岸壁や荷捌き地、荷役機械等の管理運営をおこなっております。

◎優遇措置制度（新規・拡充）

項目	対象	内容	期間
中古車輸出関連施設整備・誘致支援事業	中古車輸出の促進・サービス向上に資する関連施設を自ら整備を行う事業者、若しくは当社に整備を依頼して施設利用を行う事業者	【自ら整備する場合】 関連施設用地に対し、使用料の 50%減額	5年間
		【整備を依頼する場合】 弊社で整備費用を負担し、整備内容により利用料を決定 初期投資費用を軽減	—
定期航路充実強化支援事業	船舶の大型化・増便・新規航路開設により定期航路の拡充を行う事業者	拡充分に対し、岸壁使用料等の 50%減額 （前年度比） ※既存制度との組合せにより 最大で75%減額 も可能	5年間
夕凧1号岸壁利用促進事業	夕凧1号岸壁を利用して中古車の輸出を行う事業者 NEW! H30年4月~ 200M級本船 着岸可能となりました	夕凧1号岸壁の岸壁使用料を 50%減額	通年
堺泉北港事業進出支援	助松8号、9号、夕凧1号岸壁を利用して新たに事業進出を行う事業者	事業開始までの港湾施設使用料を 免除	1月間程度

◎優遇措置制度（大阪府より引継ぎ分）

項目	対象	内容	期間
中古車輸出拠点利用促進事業	中古車輸出拠点として対象荷捌き地を借り受ける事業者	使用料の20%減額	通年
コンテナ定期航路誘致・利用促進事業	コンテナ定期航路事業者	関連する使用料の1/2減額	航路開設日より5年間
内航RORO定期航路誘致・利用促進事業	内航RORO定期航路事業者	岸壁使用時間が6時間以内の場合 使用料の1/2減額	通年
荷役前日着岸利用支援事業（ダイレクトオンバース）	補給・乗員休憩目的で前日に着岸する船舶	荷役開始前の岸壁使用料の免除	通年

大阪府、堺市、高石市及び泉大津市で構成する堺泉北港港湾振興連絡協議会による優遇措置制度もございます。

詳細は、大阪府営港湾振興 Web サイト（URL：<http://www.osakaprefports.jp/>）をご覧ください。

